

新たに、新潟県で高病原性鳥インフルエンザの
疑似患畜(2例目)が確認されました！

もう一度、侵入防止の徹底をお願いします。

国内にウイルスが侵入し、農場への感染リスク
が非常に高まっています！



- ・11月28日：青森県青森市：あひる(フランス鴨)(約16,500羽)
 - ・11月29日：新潟県関川村：採卵鶏(約31万羽)
 - 【・11月30日：新潟県上越市：採卵鶏(約23万羽)】
(関川村の発生農場から約140km離れたところ)
- いずれも遺伝子検査の結果H5亜型の
鳥インフルエンザウイルスが確認されました。

農場にウイルスを入れないために！

1. 野鳥をはじめとした野生動物の侵入防止対策の徹底。
→防鳥ネットや畜舎の破損等の点検と殺鼠剤等による
ねずみの防除を念入りに実施して下さい！
→鶏舎周囲への消石灰散布は野生動物の侵入防止にも
効果が期待されます。
2. 農場内への立入りの制限。
→関係者以外の立入りを制限してください。
3. 消毒の徹底。
→農場に持ち込む物や出入りする車両の消毒を徹底して
下さい。
(次ページへ)

飼養衛生管理基準の遵守の徹底について

野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネットの設置・整備・点検、ねずみやハエ等の害虫の駆除、出入りする車輛や物品等の消毒を行うようにしましょう。

飼養する家きんが以下のような症状を呈していることを発見したときは、**直ちに家畜保健衛生所に通報してください。**

・1鶏舎において、1日の死亡羽数が直近3週間の平均死亡羽数と比較して、2倍以上になること。

・5羽以上の家きんが、まとまって死亡し(その原因が不適切な飼養管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等明らかな場合を除く)、又はまとまってうずくまっているなどいつも違う状況が確認された場合。

・肉冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下、脚の浮腫や皮下出血等の症状を呈している家きんがいる場合。



突然死



脚の浮腫、皮下出血



肉冠のチアノーゼ



沈うつ

病原性が強いウイルスの場合には、短期間に高率に死亡するものの、明瞭な症状や病変を示さない場合もあります。一方、低病原性鳥インフルエンザウイルスは、伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れることがあるので、毎日の観察を念入りに行ってください。

今後とも、**異常発見時の早期通報の徹底等**について宜しくお願いいたします。

山梨県東部家畜保健衛生所

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡は・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868

家きん飼養者の皆様へ

国内の家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生しています。本病に対する厳重な警戒をお願いします。予防対策として、特に以下の点の点検・確認をお願いします。

(点検・確認事項)

□ 野鳥、ねずみなどの野生動物対策として、

- ・ 野鳥などの野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネットなどの設置とその破損
- ・ 家きん舎の壁面の破損や、家きん舎の屋根と壁の隙間など、小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入しうる経路がないか、家きん舎の内部及び外部から改めて詳細に緊急点検して下さい。十分でない場合には修繕などを行って下さい。

□ 家きん舎に入る場合には、ウイルスを持ち込まないように、衣服や靴の交換や十分な消毒を行って下さい。

□ 家きん舎が、

- ・ 池などの野鳥生息地の近くにある場合
- ・ 野生動物の生息しやすい環境にある場合

には、上記対策を定期的に点検・確認して下さい。

□ これまで以上に念入りに、飼養家きんの毎日の健康観察を行って下さい。死亡家きんが増えた、元気消失といった家きんが増えたなどといった異状を見つけた場合には、直ちに東部家畜保健衛生所に連絡して下さい。 (055-262-3166)